

(別記様式)

特 定 間 伐 等 促 進 計 画

唐 津 市

令 和 3 年 6 月

(令和8年6月変更)

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、令和3年度から令和12年度までの10年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、25,000ha（年平均2,500ha）の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本市の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10年間で1,500ha（年平均150ha）の間伐を行うことを、唐津市特定間伐等促進計画の目標とする。また、伐採後の確実な再造林も含めた造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本市の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

3 特定間伐等の実施計画

別紙1による。

4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

本市の森林所有者は、5ha未満の小規模所有者が大部分を占めており、隣接する森林を集約化し森林施業を計画的に行う必要があるため、森林の情報収集や森林所有者の合意形成については、集落単位での座談会等を行い、地元の協力

を得て地域ぐるみで集約化に向けた取組を行っていく。

5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

間伐材搬出を促進するため、森林作業道等林内路網の整備を推進し、森林組合等林業事業体によるスイングヤーダ、プロセッサ、フォワーダ等の高性能林業機械を利用した機械作業システムを構築し、木材生産コストの削減を図ると同時に、県等が主催する技術講習等に組合作業班を積極的に参加させる等して、作業に携わる機械オペレーターの育成及び資質の向上を目指し、作業の安全性の確保を図ることとする。

6 間伐材の利用の推進

本市の林家の大部分は経営規模が5ha未満の零細所有者であるため、森林施業の共同化及び合理化を進めるとともに、林道、作業道等の路網整備による生産コストの低減を図ることとする。また、高性能林業機械の積極的な導入により、作業の合理化及び効率化に努め、安定的な木材生産に取り組むとともに、製材工場等のニーズに応じた効率的な素材の供給体制の整備を図る。

7 人材の育成・確保等

本市の林業の主な担い手である森林組合の作業班員の定着と将来に渡って生産活動の担い手となる若い人材を確保するため、各種研修会への参加を推進し間伐や路網整備を適切に行える現場作業員等の育成を図るとともに、作業班員の安全確保及び各種社会保険等への加入による勤務体系・賃金体系の改善を図り、雇用の拡大に努めることとする。

また、林業事業体に対し森林経営計画の策定を促し、事業量を確保し、経営体制の強化を図る。